

関係者各位

国立市行政管理部総務課長

下請契約における代金支払いの適正化等について

このことについて、従前から国土交通省より建設業者団体の長に周知徹底方の通知等がされているところですが、貴社におかれましても、下記事項に充分留意し、これまで以上に下請業者と適正手続きのうえ契約がなされるようお願いいたします。

記

- 1 「建設産業における生産システム合理化指針」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等に基づき、適正な契約の締結、代金の支払い、施工体制の適正化及び社会保険加入を徹底すること。
- 2 下請契約の締結に当たっては、「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について」(令和5年12月1日付国不建推第51号)のとおり、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の書面による提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。また、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。なお、賃金の算定に当たっては、労働者の健全な生活が守られるよう適正な算定を行うよう努めること。
- 3 昨今の原材料費等の価格高騰を踏まえ、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金を設定するとともに、納期の実態を踏まえた適正な工期が確保されるように十分留意すること。また、原材料費等の変動により工期又は請負代金の額が不相当となった場合は、元請負人と下請負人の協議による適正な手順により、書面による変更契約を徹底すること。
- 4 下請契約を締結するときは、施工前に下請契約書を作成し、記名押印の上、それぞれ保管すること。また、工事完成時には、下請負人への支払いを速やかに行うよう努めること。
- 5 労働者の福祉向上のため、建設業退職金制度の積極的活用を図り、労働者に対する手帳の交付及び証紙添付の履行を徹底すること。また、建設業退職金共済証紙を適正に購入し、国立市長宛に報告すること。

- 6 労働者の雇用及び下請業者の選定にあたっては、地域振興にもつながることから、地元労働者及び地元建設業者を積極的に活用すること。
- 7 工事の施工にあたっては、関係法令を遵守し下請け作業員も含めた安全管理を徹底し、事故防止に万全を期すること。